

令和5年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

函館市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(函館市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 函館市旅館業法施行条例(平成17年函館市条例第38号)の
一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

(市立函館博物館条例の一部改正)

第2条 市立函館博物館条例(昭和27年函館市条例第20号)の一部
を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定
に基づき、」を削る。

第10条第1項中「博物館法第20条第1項」を「博物館法(昭和
26年法律第285号)第23条第1項」に改める。

(函館市縄文文化交流センター条例の一部改正)

第3条 函館市縄文文化交流センター条例(平成23年函館市条例第14
号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定
に基づき、」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

博物館法の一部改正に伴い規定を整備するため